第 264 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年9月 25 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 55 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (32名)

2番 安部 裕治	4番 長谷川哲夫	5番 新田 昭喜	6番 藤原 寿成
7番 松﨑 邦之	8番 藤原 修	9番 恩田 洋一	10番 草水 敦則
15番 藤原 克巳	16番 和久利 健	17番 和久利 勝	18番 立石 覚
19番 大坂 茂	20番 藤井 卓	22番 森合 健一	23番 藤原 昭則
25番 佐藤 昌利	27 番 賀元 亨	28番 松原 正信	29番 長谷川史郎
30番 藤原 功	32番 山田 幸則	33番 嵐谷 行徳	34番 安部 昌平
35番 田中 時英	36番 浅野 保男	37番 川西 雄二	38番 小池 俊彦
39番 戸藏 豊	41番 千原 泰治	42番 梅木 達也	43番 松島 昭夫

4. 事務局又は説明者

農業委員会　会計年度任用職員　和久利 民男

農業振興課　主事　藤原 悠太

5. 欠席委員 (12名)

1番 石原 隆幸	3番 大塚 真人	11番 藤原 康正	12番 石原 敬士
13番 岩田 孝史	14番 高橋 正敏	21番 八澤 幹夫	24番 渡部 雅一
26番 石原 宏二	31番 小池 悟	40番 渡部 幸夫	44番 原田 二朗

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について

議案第２号　奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、第264回奥出雲町農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第８条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。 農業委員の欠席者は、1番石原委員、3番大塚委員、11番藤原委員、12番石原委員、13番岩田委員、14番高橋委員。出席者は19名中13名ということで、過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお推進委員の欠席は、21番、24番、26番、31番、40番、44番の６名で、出席者19名でございます。 次に、奥出雲町農業委員会規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、4番長谷川哲夫委員、5番新田昭喜委員、お願いします。本日上程いたします議題は、議案１を日程１として、その他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。 議案第１号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	１ページをご覧ください。 議案第１号、農地法第２条第１項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和８年９月２５日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地の所在　〇〇〇〇番、１筆。地目は、登記簿が田、現況は原野。面積は、合計２８３㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●、住所　□□□□番地。非農地の事由　イノシシの被害と水田耕作に不向きのため。資料１に地図を載せておりますので、ご覧ください。 以上ご審議の程よろしくお願いします。
議長	それでは事務局の説明は終わりました。補足説明に入ります。議案第１号番号１につきましては、41番千原泰冶委員お願いします。
41番	41番千原が補足説明を行います。 先月の１８日に〇〇〇〇より申請がありました水田を確認しました。この水田は代行県道●●●●線に沿った幅7mくらいで長さが30数mです。県道沿いは水路のため二次製品が埋けてあります。南側の方は護岸がコンクリートでできておりまして、このイノシシ被害を防止するために電気牧柵並びにメッシュを設置するのが大変難しいではないかということで、現地を確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。
18番	今補足説明していただきましたが、県道沿いということで、便利の良い所ではないかと思います。今までイノシシの被害で非農地証明というのは過去に例がありませんで、如何なものかと思います。出席の委員の皆様の意見を伺いたいと思います。
議長	ただ今立石委員から質問がありましたとおり現地を見られた委員さんのご意見を伺いたいと思います。

7番	７番の松﨑邦之です。先ほど説明がありましたが、農業委員会の石原補佐と農業委員１名、推進委員２名で現地を確認しましたが、確かに代行県道のすぐ横ということでありますけども、地図にもありますように下は川で農地といっても幅が狭く、縦長の農地ということで、山側からイノシシが来ますとどうしても川もありますし、川の関係で堰堤ができていて、メッシュもなかなかやれない、イノシシが大きな岩、水田の底を掘り返すというような状況で、水稲を作るのは非常に難しいです。確かにイノシシの被害で非農地証明を出されたということはないということのようですけども、それでは畑作で何かやるかということは、可能であるかもしれませんが、なかなか厳しい条件の農地であると確認したところであります。以上です。
議長	はい、今松﨑委員の方から説明がございましたが、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんで何か質問がございませんでしょうか。
事務局	今からその調査の時の写真を見ていただいて、ご意見をいただきたいと思います。（事務局員現場写真を委員に持ち回り。）
議長	ただ今現地の写真を皆様にお見せしました。これについて質疑をしたいと思います。ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
17番	その農地は中山間とかに入っていますか。
7番	入っています。
17番	○○○○さんに聞きますけど、中山間に入っていても非農地にすることはできますか。
事務局	中山間農地、多面的農地の対象の農地に関しては、非農地として除外できることはできますが、要は理由です。耕作ができなくなった、その理由によっては返還が生じたりします。過去に遡ったりもしますし、理由によっては当該年度だけということもありますし、そういったところが流れとしてはあるのかなというところですけど。事務局としても確認をさせていただきたいと思います。
議長	他にございませんか。
37番	いろいろ難しい問題ですので、これは保留にして次の会に上げられるということにしたらどうでしょうか。現地にイノシシが出たりとかということになると難しい話になるではないかと思いますので。保留にして次の会に上げられるというので良いではないかと思います。
議長	はい、有難うございます。他にございませんか。

18番	はい、今川西委員から話がありましたけど、課題を整理したうえで再度上げていただいた方がよいと思います。今回は保留ということにしていただいた方がよいと思います。
議長	他にありませんか。はい、無いようでしたら保留にした方がよいのではないかという意見がございますので、この議案につきましては、保留ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 次に議案第２号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、意見を求める。令和８年９月２５日提出、奥出雲町長。 お手元の資料４ページをご覧ください。内容は用途区分変更２件、事業面積は１，５２９㎡です。申請内容について一通り読み上げます。 整理番号１番、土地の所在　○○○○番。地目　畑、面積６６７㎡。土地所有者　●●●●、事業計画者　●●●●。変更の理由　農業用施設用地。 整理番号２番、土地の所在　□□□□番。地目　田、面積８６２㎡。土地所有者　■■■■、事業計画者　△△△△。変更の理由　農業用施設用地。 詳細については６ページ以降の添付資料に、位置図、土地利用計画図を添付しておりますので、ご確認ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。事務局説明は終わりました。多少時間をとりますので、内容を確認いただきたいと思います。 よろしいでしょうか。質疑ございませんか。それでは、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。 よって議案第２号については承認することに決しました。 以上で本日の審議を終了します。 事務局その他について何かありましたら、お願いいたします。
事務局	（事務局から事務連絡） ① 奥出雲町農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員の名簿について ② 農業者年金の概要について ③ 農業振興部会の開催と農業委員会だより編集委員会の開催について
議長	本日上程しました議案は以上です。来月の総会でございますが、１０月２６日（月）９時からこの会場で行います。以上で本日の総会を終了します。ご苦労様でした。